

農家民宿開業の手引き

・・・資料編・・・

1 農林漁業体験民宿の確認に関する要領-----	P 1
(平成 18 年 12 月 25 日付け 8 農村第 722 号／最終改正平成 27 年 12 月 2 日)	
2 農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用についての制定について-----	
(平成 23 年 6 月 10 日付け 3 農村第 649 号／最終改正平成 27 年 12 月 2 日) ---	P 8
3 農林漁業体験民宿の確認に関する要領及び同運用についての留意事項について-----	
(平成 23 年 6 月 10 日付け 3 農村第 650 号) -----	P 16
4 旅館業法施行規則の一部改正に伴う農林漁業体験民宿確認書の交付に係る事務取扱について (平成 28 年 12 月 14 日付け 8 農村第 1095 号) -----	P 19
5 「京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領」の一部改正について-----	
(平成 23 年 6 月 28 日付け 3 生第 460 号) -----	P 20

[参考]

1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (抜粋)	
(平成 6 年 6 月 29 日法律第 46 号) -----	P 27
2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 (抜粋)	
(平成 7 年 3 月 30 日農林水産省令第 23 号) -----	P 28
3 「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について-----	
(平成 15 年 3 月 25 日付け健発第 0325005 号) -----	P 29
4 宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について-----	
(平成 15 年 3 月 28 日付け国自旅第 250 号) -----	P 30
5 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について (平成 15 年 3 月 20 日付け国総觀旅第 526 号) -----	P 31
6 農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて (技術的助言)	
(平成 17 年 1 月 17 日付け国住指第 2496 号) -----	P 33
7 農林漁業者等による農林漁業体験民宿の取扱いについて-----	
(平成 17 年 7 月 21 日付け食安監発第 0721002 号) -----	P 34
8 農林漁業体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について-----	
(平成 22 年 11 月 15 日付け食安監発 1115 第 1 号) -----	P 35
9 無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について-----	
(平成 23 年 2 月 24 日付け健衛発 0224 第 1 号) -----	P 36
10 一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について-----	
(平成 29 年 3 月 23 日付け、消防予第 71 号) -----	P 37
11 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について-----	
(平成 28 年 3 月 31 日付け生食発 0331 第 5 号) -----	P 40

農林漁業体験民宿の確認に関する要領

平成18年12月25日付け8農村第722号

改正：平成23年6月10日付け3農村第648号

改正：平成26年11月17日付け6農村第1094号

改正：平成27年12月2日付け7農村第1090号

第1 目的

この要領は、旅館業法、消防法、食品衛生法及び建築基準法（以下、「法」という。）における規制緩和の対象となる農林漁業体験民宿（以下「農家民宿」という。）であることを事前に確認することにより、その後の法に基づく手続を円滑に進めるために定めるものである。

なお、農家民宿とは、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項」に定めるものとする。

第2 農林漁業体験民宿確認申請書の提出先

農家民宿を営もうとする者は、旅館業法、消防法、食品衛生法及び建築基準法に係る許可等の協議に先立ち、京都府知事（管轄する広域振興局長又は向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町においては本庁農林水産部長）に農林漁業体験民宿確認申請書（様式1）を提出するものとする。

第3 農林漁業体験民宿確認書の交付

- 1 農林漁業体験民宿確認申請書の提出を受けた京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は、現地等でその内容を確認し、当該施設が提供する役務が適当であると認められる場合、農林漁業体験民宿確認書（様式2）を交付するものとする。
- 2 農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動として提供すべき役務は、別表1のとおりとする。
- 3 確認書を交付した場合、京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は、申請書に記載された提出先にその旨を通知するとともに、台帳等を整備するものとする。
- 4 確認書の有効期限は、確認書交付日より1年とする。

第4 農林漁業体験民宿確認申請書の変更及び確認書の取消

- 1 確認書の交付を受けた農家民宿について、当該確認に係る内容に変更が生じた場合、速やかに確認申請を行った京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）に農林漁業体験民宿変更届（様式3）を提出するものとする。
- 2 確認書の交付を受けた農家民宿が、当該確認に係る要件を満たさなくなつた場合は、京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は確認書を取り消すことができるものとする。
- 3 確認書を変更又は取り消した場合、京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は、申請書に記載された提出先にその旨を通知するものとする。

第5 農家民宿開業後の事務手続きについて

- 1 農家民宿を営む者は、確認書を発行した広域振興局長または本庁農林水産部長に対し、毎年、1月から12月までの運営状況を農林漁業体験民宿運営状況報告書（様式4）により報告しなければならない。

- 2 確認書を発行した広域振興局長または本庁農林水産部長は、確認書発行後5年毎に、農家民宿を営む者について、農林漁業者認定要件を具備しているかを確認しなければならない。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、農家民宿の事前確認に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月25日から施行する。

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

この要領は、平成27年12月2日から施行する。

〔別表1〕

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める役務
(これらのうちいずれか1以上を提供すること)

【農村滞在型余暇活動に必要な役務】

- 1 農作業の体験の指導
- 2 農産物の加工又は調理の体験の指導
- 3 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- 4 農用地その他の農業資源の案内
- 5 農作業体験施設等を利用する役務
- 6 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

【山村滞在型余暇活動に必要な役務】

- 1 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- 2 林産物の加工又は調理の体験の指導
- 3 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- 4 森林の案内
- 5 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- 6 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

【漁村滞在型余暇活動に必要な役務】

- 1 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- 2 水産物の加工又は調理の体験の指導
- 3 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- 4 漁場の案内
- 5 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- 6 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

〔農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条〕

農林漁業体験民宿確認申請書

農林漁業体験民宿を開設するに当たり、農林漁業体験民宿確認書を_____へ提出するため、当該施設が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める役務を提供する施設であることについて、確認願います。

(注) 管轄する保健所・消防署・建築主事等の機関名を記載してください。

農林漁業体験民宿として使用する家屋について

所 在 地	
所有者の氏名	
客室面積の合計	
備 考	

提供予定の役務の内容について (体験等の内容が分かるように、具体的に御記入ください。)

具 体 的 な 内 容	実 施 場 所
例：農作業体験、そば打ち体験、地引き網体験等	

京都府知事 様

平成 年 月 日

申請者住所

電話番号

氏名

印 (上記所有者との関係)

※申請者と所有者が違う場合は、世帯全員分の住民票原本（続柄の記載されたもの）を添付してください。

〔「農林漁業体験民宿確認書」について〕

- ・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定められた農林漁業体験民宿を開設する際、客室の延床面積が3.3m²未満の場合やその他要件等により、旅館業法、消防法、食品衛生法及び建築基準法において規制緩和の対象となる場合があります。この規制緩和を受けるために必要なのが、「農林漁業体験民宿確認書」です。
- ・農林漁業体験民宿開設に係る規制緩和を受ける場合は、別途保健所、消防署、建築主事等での手続も必要となります。
- ・農林漁業体験民宿確認申請書の内容について変更が生じた場合は、速やかに広域振興局又は本庁農林水産部に変更届を提出してください。

〔農林漁業体験民宿である場合の規制緩和措置等〕

- ・客室の延床面積が3.3m²未満であっても、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となります。
- ・各客室から直接外部に容易に避難できる等、要件により誘導灯、誘導標識の設置を要しない。
- ・客室が10室以下である等、要件により消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。
- ・客室の延床面積が3.3m²未満であるものについては、建築基準法上旅館に該当しない。
- ・宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外のため、道路運送法上の問題はない。
- ・農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。
- ・「命の里」地区(里力再生事業の認定地区)の集落で開業する農林漁業体験民宿については、別途「飲食物提供の確認願」を提出することにより、施設基準の緩和措置が受けられます。
(京都府 独自措置)
- ・その他要件により、規制が緩和される場合があります。

農林漁業体験民宿確認書

様

本申請施設が、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項及び同施行規則第2条に掲げる役務を提供する農林漁業体験民宿であることを確認しました。

ただし、当該施設が上記役務を提供しなくなった場合は、本確認書を取り消すこととし、旅館業停止（廃止）届出書及び食品衛生法施行細則に基づく廃業届出書を提出してください。

平成 年 月 日

広域振興局長
又は農林水産部長

印

担当 当: 農林商工部地域づくり推進室地域活性化担当
又は農林水産部農村振興課地域活性化担当
電話番号: () -

備考	施設所在地
	所有者
	申請者 (農林漁業者)
	※当該確認書の有効期限は、平成 年 月 日までとする。

【農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条】

(該当項目に○印)

1 農村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 農作業の体験の指導
- 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地・その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

2 山村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

3 漁村滞在型余暇活動に必要な役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

農林漁業体験民宿変更届

平成 年 月 日付けで交付されました「農林漁業体験民宿確認書」の内容について、以下のとおり変更の届出をします。

変更前	変更後

京都府知事様

平成 年 月 日

申請者住所

電話番号

氏名

印

年 農林漁業体験民宿運営状況報告書
 (対象期間: 年1月1日~ 年12月31日)

調査年月日: 年 月 日

営業者氏名(屋号)	
住所	

項目	回答欄	備考
経営・サービス等	宿泊者台帳の有無	有 無
	年宿泊者数合計(注1)	人
	宿泊料金(1泊)(注2)	
	年飲食提供の有無	朝食 有 無 昼食 有 無 夕食 有 無
	食事提供方法	素泊まり 自炊 共同調理 提供
	主な体験メニュー等	
	援農ボランティア、WWOOF(注3)等無料の宿泊者	有 無
その他	教育体験旅行による宿泊者	有 無
その他御意見等		

(注1)連泊する場合は、延べ人数でご記入ください。(1人が4泊5日なら、4人と計上)

(注2)大人料金、子供料金(幼児、乳児料金)を分けている場合には、その料金体系も含めてご記入ください。

(注3) WWOOFとは、宿泊者が「労働力」を提供する代わりに、家主が「食事・宿」を提供するしくみであり、お金のやりとりは一切発生しないもの。

農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用について

平成23年 6月10日付け3農村第649号
平成23年12月20日付け3農村第1111号
平成26年11月17日付け6農村第1094号
平成27年12月2日付け7農村第1090号

第1 目的

農林漁業体験民宿の確認に関する要領(平成18年12月25日付け8農村第722号、(以下「要領」という。)において、農林漁業体験民宿(以下「農家民宿」という。)を営む農林漁業者の認定要件及び京都府独自の規制緩和については、以下に定めるところによるものとする。

第2 農林漁業者の認定要件について

要領第2に定める農家民宿を営もうとする者とは、次の(1)~(4)でなければならない。

(1) 農業者

当該市町村に住所を有し、経営耕作面積(借地含む)10a以上の世帯であり、当該市町村農業委員会の耕作証明または農家証明で確認できる者。

または農業所得証明(確定申告の写し等)により過去1年間における農畜産物の販売金額が15万円以上の世帯において、年間60日以上、農業に従事する者。

(2) 林業者

当該市町村に住所を有する者で、固定資産台帳等で所有する林地の面積が1.0ha以上の山林を所有、借入等により保有していることが確認でき、森林組合に所属して森林施業を行う者であることが、当該市町村内の森林組合により証明される者

(3) 漁業者

当該市町村に住所を有する者で、当該市町村内の漁業協同組合の組合員資格を有する者

(4) (1)~(3)の者と住居及び生計を一にする親族

(1)~(3)の者と住居及び生計を一にする親族であることを住民票などによって証明できる者。

第3 農家民宿における飲食物の提供について

1 農家民宿における飲食物の提供をしようとする者は、次の(1)から(5)の要件を満たしていることとし、食品衛生法に係る許可等の協議に先立ち、京都府知事(管轄する広域振興局農林商工部地域づくり推進室又は向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町においては本庁農林水産部農村振興課)に飲食物提供の確認願(様式1)を提出するものとする。

(1) 農家民宿の所在が共に育む「命の里」事業及び共に育む「命の里」新展開事業の実施地区(終了地区を含む)の集落内であること。

(2) 飲食物の提供は宿泊者に限るものとし、1回当たりの提供食事数は10食以下であること。

(3) 管轄する保健所への許可申請前に食品衛生責任者養成講習会を受講し、また、年に1回、広域振興局で開催される食品衛生等に関する講習会及び3年に1回、食品衛生責任者実務講習会を受講すること。

ただし、調理師免許の資格を有する者等は、申請前の食品衛生責任者養成講習会の受講について免除する。

(4) 年に1回、報告様式に基づき、宿泊者数、提供食事数、提供した役務及び

食品衛生等に関する講習会の受講について、当該年の1月から12月までの状況を翌年1月末日までに管轄する広域振興局農林商工部地域づくり推進室又は本庁農林水産部農村振興課へ報告すること。

(5) 飲食物提供に係る誓約書（様式2）を提出すること。

2 飲食物提供の確認願を受けた京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は、現地等でその内容を確認し、また、食品衛生責任者養成講習会の受講の有無等、当該施設が飲食物の提供について適当であると認められる場合、飲食物提供の確認書（様式3）を交付するものとする。

3 飲食物提供の確認書の交付を受けた農家民宿について、当該確認に係る内容に変更が生じた場合、速やかに確認申請を行った広域振興局農林商工部地域づくり推進室又は本庁農林水産部農村振興課に飲食物提供に係る変更届（様式4）を提出させるものとする。

なお、京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）が、農林漁業体験民宿確認書の取り消しを行った場合、又は農家民宿における飲食物の提供をしようとする者が、飲食物提供に係る誓約書を遵守しない場合は、京都府知事（広域振興局長又は本庁農林水産部長）は飲食物提供の確認書を取り消すことができるものとする。

飲食物提供の確認願

農林漁業体験民宿の開設に伴い飲食物を提供するに当たり、飲食物提供の確認書を
注)へ提出するため、当該施設における飲食物の提供について、確認願います。
 注) 管轄する保健所名を記載してください。

農林漁業体験民宿の所在地

所 在 地	
所有者の方名	
「命の里」地区名 集落名	地区 集落
備 考	

提供予定の飲食物の内容について

具 体 的 な 内 容

例:家庭料理、伝統料理等

1回当たり食事提供数 _____ 食

食品衛生責任者養成講習会の受講について

受 講 日	平成 年 月 日	免 除
(場 所)	()	

※栄養士、調理師等の資格があり免除の対象者は、免除の欄に「○」印をしてください。

栄養士・調理師等の資格の有無

※上記、免除に該当する者は以下に記入をしてください。

資格の内容			
登録番号		登録年月日	平成 年 月 日

京都府知事 様

平成 年 月 日

申請者住所

電話番号

氏名

④ (上記所有者との関係)

※申請者と所有者が違う場合は、世帯全員分の住民票原本（続柄の記載されたもの）を添付
 してください。（農林漁業体験民宿確認申請と一緒に申請する場合は省略可）

〔「飲食物提供の確認願」について〕

- ・農林漁業体験民宿を開設する際、飲食物の提供について、食品衛生法の規制緩和の対象となる場合があります。この規制緩和を受けるために必要なのが、「飲食物提供の確認願」です。
- ・食品衛生法の規制緩和を受ける場合は、別途保健所での手続も必要となります。
- ・飲食物提供の確認願の内容について変更が生じた場合は、速やかに京都府知事（広域振興局農林商工部地域づくり推進室又は本庁農林水産部農村振興課）に変更届を提出してください。

〔食品衛生法の規制緩和措置等〕

- ・専用の調理室は不要となります。
- ・調理場内における専用の手洗い設備は不要となります。
- ・調理場の床の耐水性素材による整備は不要となります。

※ただし、条件を付す場合がありますので、詳細は管轄の保健所で確認してください。

飲食物提供に係る誓約書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住所
氏名

印

飲食物提供の確認願を提出するに当たり、飲食物の提供に当たっては、下記の事項を遵守・履行することを誓約いたします。

記

(誓約書の内容)

- 食事の提供は宿泊者を対象とし、1回の提供食事数は10食以下とします。
- 宿泊台帳、活動状況等を整備し、報告様式に基づき年1回の報告をします。
(※報告先：所管の広域振興局農林商工部地域づくり推進室又は本庁農林水産部農村振興課)
- 毎年1回、広域振興局で開催される食品衛生等に関する講習会及び3年に1回の食品衛生責任者講習会（実務講習会）を受講します。
- 食中毒発生防止に努めます。
- 故意または重大な過失によって、損害を与えた場合は、その責任を負います。

以上

飲食物提供の確認書

平成 年 月 日付けで事前確認願のあった農家民宿における飲食物提供の確認については、京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領に定める農林漁業体験民宿に飲食物を提供する施設であることを確認しました。

ただし、農林漁業体験民宿確認書の取り消し、又は本確認願に添付されている誓約書を遵守しない場合は、本確認書を取り消すこととし、食品衛生法施行細則に基づき廃業届書を提出してください。

平成 年 月 日

広域振興局長 印
又は農林水産部長

担当：農林商工部地域づくり推進室地域活性化担当〔 〕

又は農林水産部農村振興課地域活性化担当

電話番号：() -

申請施設の所在地

所 在 地		
所有者の氏名		
申請者の氏名		
「命の里」地区名 集落名	地区 集落	
備 考		

提供予定の飲食物の内容について

具体的な内容		
例：家庭料理、伝統料理等		
1回当たり食事提供数 食		

食品衛生責任者養成講習会の受講について

受 講 日 (場 所)	平成 年 月 日 ()	免 除
----------------	-----------------	-----

栄養士・調理師等の資格の有無（※上記、免除の場合記入）

資格の内容			
登録番号		登録年月日	平成 年 月 日

飲食物提供に係る変更届

平成 年 月 日付けで交付されました「飲食物提供の確認書」の内容について、以下のとおり変更の届出をします。

変更前	変更後

京都府知事様

平成 年 月 日

申請者住所

電話番号

氏名

印

(報告様式)

提供した役務の内容、宿泊者数及び食事の提供数の整理簿

農林漁家民宿の名称:

【年】

*1月～12月までの合計を翌年1月末までに報告すること。

○食品衛生等に関する講習会の受講状況
受講年月日：
受講場所：
受講者：

3農村第650号
平成23年6月10日

各広域振興局農林商工部
地域づくり推進室長様

農村振興課長

農林漁業体験民宿の確認に関する要領及び同運用についての留意事項について

「農林漁業体験民宿の確認に関する要領」（平成23年6月10日付け3農村第648号）及び「農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用について」（平成23年6月10日付け3農村第649号）について、適切かつ円滑な実施を図るため、別紙に留意願います。

【別紙】

- 1 農林漁業者の認定要件については、「農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用について」(以下「運用」という。) 第2に規定のとおり、厳格なる確認をお願いします。
- 2 農林漁業体験民宿の確認書については、旅館業法の規制緩和に鑑み、客室の延床面積が33m²未満のものに限ります。
なお、客室の延床面積33m²以上のものについては、農林漁業体験の役務に關係なく、旅館業法の簡易宿所営業の許可が必要となります。
- 3 申請者が「飲食物提供の確認願」を提出する際に、農林漁業体験民宿の所在地が「命の里」地区(里の人づくり事業(里の人づくり事業実施要領(平成21年6月3日付け1農村第713号)第6の2))の認定地区)内の集落であるかどうかの確認及び「飲食物提供に係る誓約書」の提出についてお願いします。
- 4 申請者に対し、保健所へ食品衛生法に係る営業許可申請をする前に、食品衛生責任者養成講習会(社団法人京都府食品衛生協会主催)を受講しなければならないことから、「飲食物提供の確認願い」を提出する際に同講習会を受講しているかの確認を受講料の領収書等から確認願うとともに、未受講の場合、速やかに受講するよう指導願います。
また、運用第3(3)に規定される免除できる者については、調理師免許の資格を有する者以外に別表第1のとおりですので、ご了解願います。
- 5 運用第3(3)に規定する「食品衛生等に関する講習会」については、食品衛生法の営業許可書の交付前に実施する他、年1回、農林漁業体験民宿の食品衛生責任者を対象に同講習会の実施をお願いします。
なお、年1回開催する同講習会の実施日、実施内容等については、管轄する保健所の他、必要に応じて規制緩和対象の部署と調整の上、実施願います。
併せて、対象者に対し、同講習会の受講について案内をお願いします。
また、3年に1回食品衛生責任者実務講習会(社団法人京都府食品衛生協会主催)への受講について、指導願います。
- 6 運用第3(4)に基づき、毎年、「提供した役務の内容、宿泊者数及び食事の提供数の整理簿」(報告様式)の提出を徹底させてください。
- 7 以下の項目について、管轄する保健所へ書類の写し等で情報提供をお願いします。
 - ①里の人づくり事業の新規認定又は認定地区の構成集落に変更が生じ、運用別表2に変更が生じた場合。
 - ②飲食物の提供を行っている農家民宿から「提供した役務の内容、宿泊者数及び食事の提供数の整理簿」(報告様式)の提出を受けた場合。
 - ③運用第3の2「飲食物提供の確認書」(様式5)を交付した場合。
 - ④運用第3の3「飲食物提供に係る変更届」(様式7)の提出を受けた場合。
 - ⑤要領第4の2において、確認書を取り消した場合。

別表第1

- 1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 2 栄養士、調理師、製菓衛生師又は船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）に基づく船舶料理士
- 3 ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）に基づくふぐ処理師
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 5 厚生労働大臣の指定した食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者
- 6 厚生労働大臣の指定した食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- 7 学校教育法第57条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの人と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の課程を修了したもの
- 8 保健所長又は他の都道府県若しくは市の指定した食品衛生責任者養成講習会を受講した者
- 9 その他知事が1から8までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

8 農村第1095号
平成28年12月14日

各広域振興局長様

農林水産部長

旅館業法施行規則の一部改正に伴う農林漁業体験民宿確認書の
交付に係る事務取扱について

平成28年3月31日付けで旅館業法施行規則の一部が改正され、農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合についても簡易宿所の客室延床面積基準を適用しないこととされたところです。

つきましては、農林漁業者以外の者（個人に限る。）から農林漁業体験民宿確認申請があった場合、農林漁業体験民宿の確認に関する要領第2に定める、農家民宿を営もうとする者に該当することとし、同要領に従って対応ください。

なお、農林漁業者以外の者（個人に限る。）が農林漁業体験民宿を開業する場合には、提供する役務（同要領別表1のとおり）の確実な実施を確認することが重要となることから、農林漁業体験民宿の確認にあたっての参考資料として、「農林漁業体験民宿確認書」発行に係るチェックリストを作成しましたので、御活用ください。

担当	農村振興課地域活性化担当
電話	075-414-4907

3生第460号
平成23年6月28日

農村振興課長様

生活衛生課長

「京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領」の一部改正について

本府における食品衛生関係許可等に係る事務については、「京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領」(平成17年3月23日制定。以下「要領」という。)により対応していますが、今般、要領の一部を改正しましたのでお知らせします。

なお、「農林漁業体験民宿事務取扱要領」につきまして、別添のとおり各保健所長あて通知しておりますので、今後の運用について御留意願います。

記

1 主な改正の内容

「農林漁業体験民宿営業取扱要領」を追加

2 施行期日

平成23年6月28日付けで施行

3生第460号
平成23年6月28日

各保健所長様

生活衛生課長

「京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領」の一部改正及び
運用について

本府における食品衛生関係許可等に係る事務については、「京都府食品衛生
関係許可等事務取扱要領」(平成17年3月23日制定。以下「要領」という。)
により対応いただいているところですが、今般、別添のとおり要領の一部を
改正しましたので、今後の適切な運用についてよろしくお願いします。

なお、主な改正の内容は下記のとおりですが、「農林漁業体験民宿事務取扱
要領」について、別紙のとおり運用いただきますよう御留意願います。

記

1 主な改正の内容

「農林漁業体験民宿営業取扱要領」を追加

2 施行期日

平成23年6月28日付けて施行

1 農林漁業体験民宿事務取扱要領の適用を受ける農林漁業体験民宿の確認
農林漁業者である旨の確認は、農林漁業体験民宿の確認に関する要領（平成18年12月25日付け8農村第722号）における「農林漁業体験民宿確認書」、農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用について（平成23年6月10日付け3農村第649号）における「飲食物提供の確認書」の写し及び農林水産部が主催する新規開業希望者を対象にした講習会の受講状況等の送付を農林水産部から受けて行うこととする。

2 事務処理

農林水産部が発行する「農林漁業体験民宿確認書」「飲食物提供の確認書」の写し及び講習会の受講状況の送付を受けた場合、当該文書を保管し、許可申請時に添付のうえ営業許可台帳に保管すること。

なお、変更及び取消等及び年に1回開催する講習会の受講状況等の情報を隨時受け、その旨営業許可台帳に記載する。

3 衛生指導等

- (1) 生食用食品の提供については、その取扱いや手洗い方法に係る適切な指導を行うとともに、作業場内に従事者専用の手洗い設備を設置を促す。
- (2) 営業者に対して、検食として、調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔なビニール袋等の容器に密封して入れ、摂氏10度以下の冷蔵又は摂氏マイナス15度以下の冷凍で72時間以上保存させるものとする。
- (3) 農林水産部が主催のうえ開催する食品衛生等に関する講習会については、開催日・開催場所・時間・内容等は各広域振興局毎に調整のうえ決定する。

また、講習会を受講する対象者は食品衛生責任者とし、希望者は他の振興局開催の講習会受講も可能とする。

- (4) 農林水産部からの確認書に関する取消の情報提供を受けた場合は、本要領の適用を受けないため、廃業を指導する等必要な措置を講じる。

4 農林漁業体験民宿営業開業の流れ (資料1)

5 農林漁業体験民宿営業許可取得後の流れ (資料2)

農林漁業体験民宿営業取扱要領

緩和できる項目

条例別表第2

2のうち、「住居その他営業に關係のない場所と区分」

施行細則別表第3

- 第1 共通基準 1施設 (3)のうち、「作業場の床は、耐水性材料又は不浸透性材料を使用」
(8)のうち、「作業場には、使用に便利な位置に従事者専用で流水受槽式の手指の洗浄設備及び手指の消毒設備を設けること」

1 目的

この要領は、京都府食品衛生関係許可等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）において、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項」に定める農林漁業体験民宿について、平成17年7月21日付け食安監発第0721002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」の趣旨を踏まえて、公衆衛生の確保のために必要な基準等を定め、農家民宿について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領の適用を受ける農林漁業体験民宿は、京都府知事（広域振興局長若しくは農林水産部長）から「農林漁業体験民宿確認書」及び「飲食物提供の確認書」の交付があるものとする。

3 許可業種

農林漁業体験民宿で認められるものは、法第51条に規定する飲食店営業とする。

4 提供対象者

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項」に定める農林漁業体験民宿の宿泊者とする。

5 適用を除外する施設基準の内容

別紙のとおり

6 営業許可証

- (1) 許可証は細則様式第2号(1)の様式を使用し、営業の種類の後に「農林漁業体験民宿」と記載する。
(2) 許可の有効期間は5年間とする。
(3) 取扱要領別表2により許可条件を付けること。

7 留意事項

- (1) 当該農家民宿を管轄する保健所は、京都府知事（広域振興局長又は農林水産部長）から「農林漁業体験民宿確認書」、「飲食物提供の確認書」に係る写しの送付や変更及び取消等及び農林水産部主催の新規開業者対象講習会受講状況の情報を受けるものとする。
(2) 当該農家民宿を管轄する保健所は、京都府知事（広域振興局長又は農林水産部長）から、年に1回開催する講習会の受講状況等の情報を受けるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

適用除外とする施設基準	食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例等	適用される内容
<p>① 専用の調理場の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 住居その他営業に關係のない場所と区分 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の施設は、十分な広さを有し、<u>住居その他営業に關係のない場所と区分するとともに、使用目的に応じて区画すること。</u>(条例第3条別表第2の2) 	家庭用の調理場との兼用で可とする。
<p>② 作業場内への手指洗浄設備の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 従事者専用で流水受槽式の手指の洗浄設備及び手指の消毒設備 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>作業場には、使用に便利な位置に従事者専用で流水受槽式の手指の洗浄設備及び手指の消毒設備を設けること</u>(細則第6条別表第3第1共通基準1施設の(8)) 	使用に便利な位置にある流水受槽式の手指の洗浄設備(洗面所)で代用を可とする。 洗浄設備に手指消毒用資材を設置することで、洗浄設備と手洗い設備の共用を可とする。
<p>③ 調理場の床は耐水性材料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 床は、耐水性材料又は不浸透性材料を使用。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>作業場の床は、耐水性材料又は不浸透性材料を使用し、平滑で清掃しやすい構造とし、水を使用する場合においては、原則として、適当なこう配を設け、排水設備を設けること</u>(細則第6条別表第3第1共通基準1施設の(3)) 	床の材質は表面平滑な板張り以上であれば、可とする。

<農林漁業体験民宿開業の流れ>

農林漁業体験民宿で飲食物の提供をする場合

農林漁業体験民宿を営もうとする者

農林水産部が規定する「農林漁業体験民宿の確認に関する要領及び「農林漁業体験民宿の確認に関する要領の運用について」に基づく手続き

提出

- 農林漁業体験民宿確認申請書（様式1）
- 飲食物提供の確認願（様式4）
- 飲食物提供に係る誓約書（様式6）
- 農林漁業者として認められる証明書
- 住民票等（住居及び生計をともにする親族を証明する書類）

広域振興局長及び本庁農林水産部長

申請書内容を現地等で確認

申請内容が適当と認定

交付

- 農林漁業体験民宿確認書（様式2）
- 飲食物提供の確認書（様式5）

情報提供

農家民宿を営もうとする者

食品衛生法に基づく
営業許可申請

保健所

営業者は、営業許可申請までに

初回の食品衛生等の講習会を必ず受講(※)

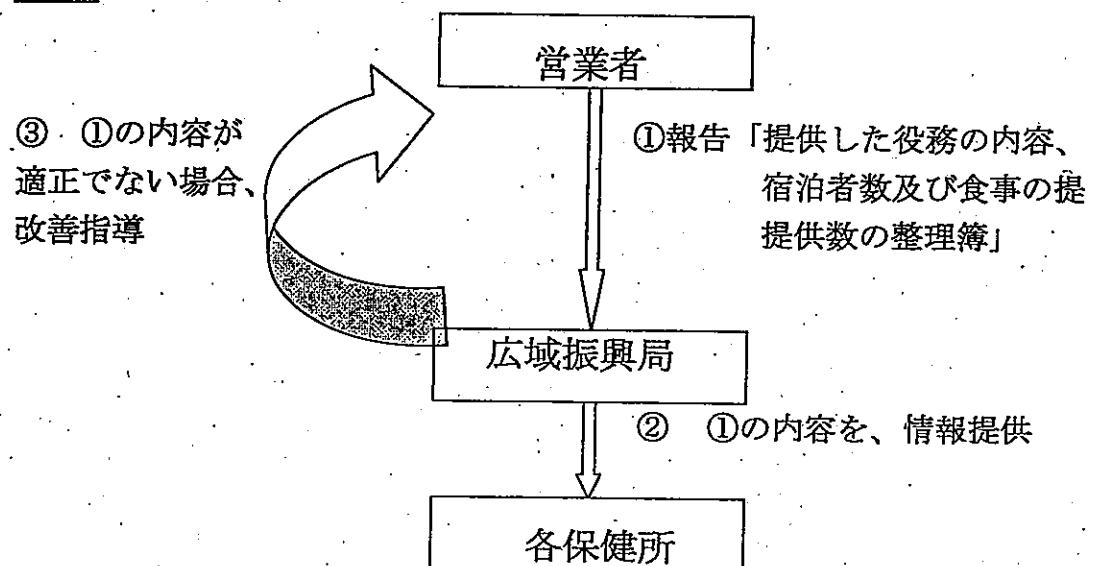
営業許可証交付

「農林漁業体験民宿営業事務取扱要領」に基づく手続き

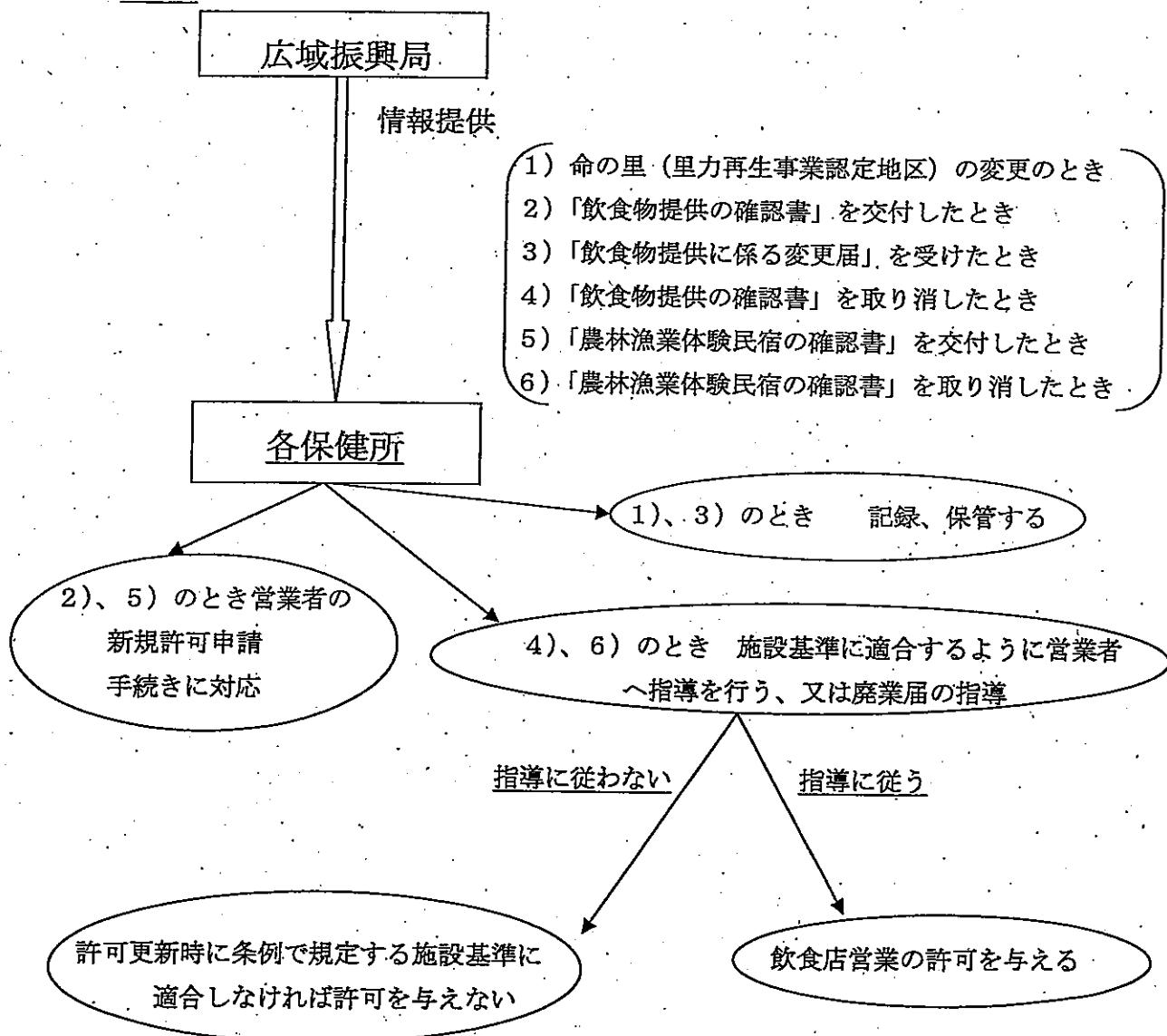
(※) 講習会は広域振興局単位で組織横断チームの関係部局で開催時期、講習会内容等を相談し、連携して開催する。

<農林漁業体験民宿営業許可取得後の流れ>

1 毎 年



2 隨 時



農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（抜粋）

（平成六年六月二十九日法律第四十六号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施設又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（抜粋）

（平成七年三月三十日農林水産省令第二十三号）

（農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務）

第二条 法第二条第五項 の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

イ 農作業の体験の指導

ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導

ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与

二 農用地その他の農業資源の案内

ホ 農作業体験施設等を利用する役務

ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導

ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導

ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与

ニ 森林の案内

ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務

ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導

ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導

ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与

ニ 漁場の案内

ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務

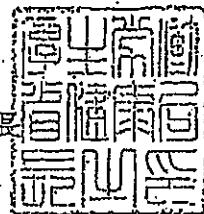
ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

機器第0325005号
平成15年3月25日

各〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕殿



厚生労働省健康局長



「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について

旅館業法施行規則の一部を改正する省令が、平成15年3月25日厚生労働省令第48号をもって、別添のとおり公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺憾なきようお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の特性に応じた経済活性化等の構造改革特区推進の理念にかんがみ、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合について、簡易宿所営業の基準の適用に係る特例措置を設けるものであること。

第2 改正の内容

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための宿泊整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととする。

第3 施行期日

平成15年4月1日

国自旅第250号

平成15年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

自動車交通局旅客課長

「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）別表2及び「規制改革の推進に関する第2次答申 一経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革一」（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）別表において、「農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化」が挙げられており、平成14年度中に「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図ること」とされているところである（別紙参照）。

これを踏まえ、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、今後下記のように取り扱うこととするので、その趣旨及び内容を十分了知されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会长、社団法人全国乗用自動車連合会会长、社団法人全国個人タクシー協会会长及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会长に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 旅館民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであつて、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題はない。

2. 1. にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。なお、「最寄りの駅又はこれに準ずる場所」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないとは言うまでもない。

3. 1. にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意味するものである。

4. 1. にいう「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎に係る金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

(写)

国総観旅第526号
平成15年3月20日

(社) 日本旅行業協会理事長
(社) 全国旅行業協会専務理事 殿
各都道府県観光主管部長

国土交通省総合政策局
観光部旅行振興課長

農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する
旅行業法上の解釈の明確化について

構造改革特区推進本部決定の「構造改革特区推進のための基本方針」に基づく
「構造改革特区推進のためのプログラム」(別添参照)において、構造改革特区
の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規
制改革事項として「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する
旅行業法上の解釈の明確化」が挙げられており、平成14年度中に、「グリーン
・ソーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これ
に農業・農林体験への参加を付与して販売する場合は、旅行業法の対象とならない
ことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図
る。」こととされたところである。

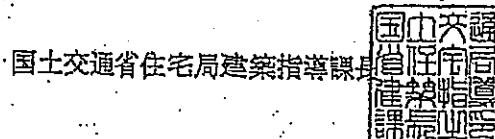
標記については、平成8年2月9日付け連観旅第74号「旅行業法施行要領」の
第一定義(旅行業2)における「宿泊事業者が行うゴルフや果樹園との提携企画
等運送又は宿泊部分を自ら提供し(代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当せ
ず、したがって基本的旅行業務とならない)これに運送、宿泊サービス以外のサ
ービスの手配を付加して販売する場合は旅行業に該当しないとの解釈を踏まえ、
下記のとおり取り扱うこととしたので、販賣会員(関係者)に対し周知徹底さ
れたい。

記

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる
農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売することは、代理、媒介、取
次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

國住指第 2496 号
平成 17 年 1 月 17 日

都道府県建築主務部長 殿



農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「農家民宿等」という。）については、平成 15 年 3 月 25 日に旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）が改正され、客室の床面積の合計が 33 m² 未満であっても必要な条件を満たしていれば、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となったところである。

簡易宿泊所については、昭和 39 年 9 月 19 日住指第 168 号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知しているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m² 未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記通知にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われたい。

また、建築基準法施行令第 128 条の 4 第 4 項の適用に当たって、住宅の一部を農家民宿等として利用するものについては、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとして取り扱って支障がないものと考えられるので、その旨申し添える。

なお、貴管内特定行政官及び京都道府県知事指定の各指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

(別添2)

食安監第0721002号

平成17年7月21日

〔都道府県
保健所設置市
特別区〕

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

農林漁業者等が農林漁業体験民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

一方、本年7月21日の副大臣会議において、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進の観点から、農林漁業体験民宿の取組の円滑化を図るとされたところです。

つきましては、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いします。

例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意をお願いします。

食安監発1115第1号
平成22年11月15日

各 都道府県
保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課



農林漁業体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について

標記について、農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、従来より食品衛生法に基づく営業許可是不要として取り扱っているものと認識しております。

今般、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）（参考：<http://www.kantei.go.jp/jp/keizaitaisaku2010/keizaitaisaku.pdf>）において、観光振興をはじめとした地域活性化の観点から、農林漁業体験時の調理における食品衛生法の規制緩和が盛り込まれ、前述のような調理の場合は、営業許可是不要であることを改めて明確化することとされたので、御了知願います。

健衛発0224第1号
平成23年2月24日

都道府県
各政令市 特別区
衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省健康局生活衛生課長印

無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、「農林漁家における『民宿』と『民泊』の区分の明確化」が盛り込まれ、「有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。」とされたところである。

従来より、名称の如何をとわず客観的にみて宿泊料にあたるものを行取しない場合は旅館業法の適用対象とはならないものとしているところであるが、改めて貴管内の関係団体へ周知を図るようお願いしたい。

消防予第71号
平成29年3月23日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 御中

消防庁予防課長
(公印省略)

一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に
係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について(通知)

従来、民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の
適用については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準
の特例の適用について」(平成19年1月19日付け消防予第17号)に規定され
ていましたが、平成28年12月21日に開催された「歴史的資源を活用した観光
まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活
用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相
談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行
う。」とされたことに伴い、上記タスクフォースに参画している有識者や関連
する消防機関等と意見交換を行った結果、下記の要件を満たす防火対象物につ
いては、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第32条の
規定を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の
特例の適用について」(平成19年1月19日付け消防予第17号)は廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消
防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されますよ
う、お願ひします。

なお、この通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基
づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第
一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」と

いう。) 又は複合用途防火対象物に該当するもの。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等 「誘導灯」及び「誘導標識」

第3 特例基準の要件及び内容

第1に適合する防火対象物において、以下の1から3に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する避難階

(1) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

2 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する2階以上の階であつて避難階以外のもの

(1) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(2) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(3) 1(3)の要件を満たしていること。

3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分(令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)

第4 特例基準の適用にあたっての留意事項等

1 第3、1(1)アの要件である「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できな

いこと。

- 2 第3、1(1)イ及び第3、2(1)の要件である「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。
- 3 消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号) 3(1)及び(2)によられたいこと。

総務省消防庁予防課設備係
担当：田中、千葉、吉岡
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日公布された旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第68号。以下「改正規則」という。）により、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

については、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨

現在、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第3項第1号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととしている。

「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿の受け入れ先を増やすため、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされた。

これを受け、農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合についても、当該基準を適用しないこととするものである。

第2 改正の内容

これまで、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、簡易宿所営業の客室延床面積基準を適用しないこととされていたが、農林漁業体験民宿業に係る施設であって、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営む場合についても簡易宿所の客室延床面積基準を適用しないこととしたこと（改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号）。

第3 運用上の留意事項等について

- 1 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、「農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設について」(平成26年3月31日付け健衛発0331第3号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)にて、法人経営を行う家族経営体(いわゆる一戸一法人)である農林漁業者が営むときも、規則第5条第1項第4号を適用するものである旨を示しているところであるが、農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、個人が営む施設に限り、改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号を適用すること。
- 2 これまで農林漁業体験民宿業については、農林漁業体験民宿業を営む者の居宅において行うこととして運用してきたが、今般、その旨を条文上明確化したこと。